

教育福祉産業常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第2号】矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について	2
【議案第4号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について ...	6
【議案第23号】財産の取得について	8
【議案第24号】工事請負契約の締結について	13
【委員長報告】	14
【閉会】	14

1 日 時

令和5年6月15日（木）午前9時00分～午後2時20分

2 場 所

議場

3 出席委員（7名）

委員長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委 員 渡邊 英子、齋藤 典子、高瀬 由子、小林 勇治、佐貫 薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（17名）

(1) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 高齢対策課（1人）

①高齢対策課長 加藤 清美

(3) 子ども課（1人）

①子ども課長 高橋 理子

(4) 健康増進課（1人）

①健康増進課長 日賀野 真

(5) 農林課（1人）

①農林課長 村上 治良

(6) 商工観光課（2人）

①商工観光課長 小林 徹

②観光スポーツ・ツーリズム担当 山中 光男

(7) 建設課（1人）

①建設課長 柳田 豊

(8) 都市整備課（1人）

①都市整備課長 沼野 英美

(9) 地籍調査課（1人）

①地籍調査課長 黒田 禎

(10) 教育総務課（2人）

①教育総務課長 細川 智弘

②管理担当 齋藤 厚夫

(11) 生涯学習課（3人）

①生涯学習課長 佐藤 賢一
②まなび担当 和氣 千晴
③スポーツ推進室大澤 英勝
(12) 水道課（１人）

①水道課長 斎藤 正樹
(13) 下水道課（１人）
①下水道課長 江連 康一

6 担当書記

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第２号】矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について

【議案第４号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

【議案第２３号】財産の取得について

【議案第２４号】工事請負契約の締結について

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しており、会議は、成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (9:00)

お諮りする。この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが、御異議はないか。

(異議なし)

御異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩とする。 (9:00)

(現地調査)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:02)

この際、改選後、初めての委員会となるので、執行部より自己紹介など一言願います。

(各課長から自己紹介)

○委員長 この委員会に付託されました案件は、 議案第2号、議案第4号、議案第23号及び議案第24号の4件であります。

なお、説明に当たりましては、執行部には簡潔な御説明をお願いいたします。

【議案第2号】矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について

○委員長 次に、議案第2号を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長 (佐藤賢一)

(「議案書」2～15ページにより説明)

○委員長 これより議案第2号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 指定管理者制度で運営するということだが、箱よりも運営が大事なかなと

思う。

やっぱりふたを開けてみて実際に運営してみたらこうだね、ああだねっていっぱい出てくる。そうすると指定管理者が、まず何年ぐらいその運営に携わるかという契約年数、それから、どれぐらい指定管理者が現場対応できるのかというところ、任せるような契約のスキームにしていくのか等々、利用者及び現場の方がやりやすいほうに持っていければと思うが、現時点でそこをどのように考えるのか。

○生涯学習課長 指定管理者については、これから実際は要項等を作り始め、年数やどこまでお願いするかというところを決めていくことになる。

今の段階ではまだ答えられないが担当課としてはなるべく長い年数をお願いして、その中で使いやすさを向上させていければと考えている。

○佐貫委員 やはり初年度にやってみて、それでPDCAを回して次々と成長していっていただきたいし、良い施設にしていっていただきたいと思うので、今後その方針とか要項とかの説明をお願いします。

○渡邊委員 研修室について、今、研修をやる場合に、パソコンからスクリーンとかテレビとかに映す場合があるが、その都度、大型のテレビを持ってくるとかなり大変だと思うが、その辺の貸し出しとか、もし今決まっている部分があれば伺いたい。

○生涯学習課長 スクリーンとか、プロジェクター関係の備品だと思うが、今、調達を実施しているところであり、2階の研修室については、実際のところあまり広い部屋ではないため、どんな設備が必要かというところを検討しながら入れていければと考えているところで、プロジェクターを入れるとか、そういうのはお話できないが、検討させていただきたい。

○渡邊委員 私たちも研修とかやるが、全部運ぶとなると結構大変なので、もしできれば設置していただければ、使いやすい研修室になるかと思う。今後の検討をお願い

いする。

○副委員長（掛下法示） 使用料について、公共施設の相互乗り入れという立場で、矢板市の場合は、こういう２市２町のケースと、県北の二通りあり、温水プールは、大田原が近いので大田原を利用するようなケースもあり、料金体系は例えば市内の人は１００円、市外の人は５００円と分かれているが、大田原、那須塩原地域ぐらいまで相互乗り入れをお互いに話し合って、そこまで枠をお互いに広げて、共通の料金で使えたらうれしいと思うが、今後検討の中に入れていただければと思うがいかか。

○生涯学習課長 先ほど御説明したが、今回の施設につきましては、今、市の体育施設につきましては２市２町の方であれば、矢板市民と同じ金額で利用できるという設定になっており、現状では、大田原、那須塩原の方は、そのようになっていないという状況になっている。

○副委員長 それは説明で聞いて分かってるので、今後の検討として、相互乗り入れをやっていただければ、我々市民も実際には県北のほうも利用しているので、検討いただきたいという要望ということでお願いします。

○佐貫委員 この条例の中の備考の１４ページ。８番に「グランドピアノの使用に係る調整及び調律料は、使用者の負担とする。」とわざわざこれを特出しで備考に書かれていて、重要なのだらうなというところだが、運用として、「弾きたいです。８,０００円払います。その場で調律師を呼んで、あなたしてくださいね。」という意味なのか。

○生涯学習課長 グランドピアノの調律に関しては指定管理者の方は一定に使えるような形では保管をしておく。

さらにその実際に演奏するときに、必要があつて調律等やる場合には使う方に負

担していただきたいという趣旨でこの旨が入っている。

○委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。 (11:27)

○副委員長 委員長を交代した。

休憩前に引き続き再開する。 (11:27)

○宮本委員 10 ページ、11 ページにある使用料の件について、午前と午後で金額が違うが何か要因があるのか。

私と思うには、公共施設なのでこういうふうな、午前中が安い、午後は高いとなると、ややもするとこれは収入を考えたというか、そのように取られがちなので、夜なら別だが、午前と午後とで同じく使ったら使用料も同じと判断してしまうが、説明をお願いしたい。

○生涯学習課長 現在の体育施設の利用状況を見たときに、どうしても午前中の利用が少ないという状況になっており、あとはその利用料の設定としては、午後の時間帯をベースとして考え、午前中は低く、夜間はさらに使うので高めにしたというような考え方で設定をしている。

○宮本委員 利用が多い午後がベースだと、さらに、午前中は割引をしてやるということで、利用増を図るということではよろしいか。了解した。

○副委員長 委員長交代のため、暫時休憩する。 (11:30)

○委員長 委員長を交代いたしました。

休憩前に引き続き再開する。 (11:30)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第２号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第２号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (１１：３１)

○委員長 会議を再開する。 (１１：３２)

【議案第４号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第４号を議題とする。

○商工観光課長 (小林徹)

(「議案書」37～47 ページにより説明)

○委員長 これより議案第４号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 大きな観点で質問する。

先ほどの生涯学習課マターの文化スポーツ複合施設及びこの宿泊はスポーツツーリズムで言うと、文化スポーツ複合施設を利用して、城の湯に泊まるという合宿の動線が考えられると思うが、指定管理者制度において、文化スポーツ複合施設と、この城の湯というのは、別を考えてるのか一緒に、丸っとそのスポーツツーリズム的な観点でお願いするのか。もしくは別だとしてもちゃんとコラボしてもらうような関係性を庁内ともども縦割りではなく作っていくのかとか、今後の運用が一番大事だと思うので、そこについての戦略をどのように展開していくのかという部分を伺いたい。

○商工観光課長 指定管理者については、先ほど生涯学習課長のお答えと同じであり、今のところ指定管理者の選定募集要項を作るなど、そういったところで事務を進めているところである。その中で生涯学習課とは連携をとっているところでもある。

今回、国の地方創生拠点整備交付金のほうが採択された大きな理由として、文化スポーツ複合施設との連携が評価され、城の湯のほうもスポーツツーリズムの推進ということで認められたところであるので、同一の事業者になるかどうか分からないが、とにかく連携しないと、国の交付金をもらった意味がなくなってしまうというか、お金返すようになってしまうので、その辺は間違いなく連携していきたいと考えている。

○佐貫委員　その戦略の部分は連携しながら、あと運用の部分もとても大事だと思うので、現場で担当のレベルでちゃんとお客様に対していいようにできるように、弾力的な運用、スピーディーな運用をお願いできればと思う。

○委員長　ほかに質疑はないか。

○副委員長　料金体系について、ここは常時利用してる人がたくさんいるのではないと思うが、一般市民が利用する温泉センターの利用料金が 500 円から 700 円に変更になることで値上げも大きいし、他から比較しても、ちょっと高めではないかという気がしているので、利用者の減少にもつながると思うが、他の地域とも比較しながら考え方を教えて欲しい。

○商工観光課長　温泉利用料金については、あくまでもこれは上限額としての設定と考えており、今後、指定管理者と実際に 700 円になってしまうかもしれないが、運営とかを鑑みた上限額としての設定である。

指定管理者と協議しながら、料金を改めて設定し直すということになるかと思う。

○副委員長　上限額と実際の設定とは異なる場合があるということは分かったが、いずれにしても常時利用してる人に対して、急激な値上げは本当に困るというふうに思うので、そういう意味での配慮を是非ともお願いしたい。

○委員長　ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 4 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決された。

【議案第 23 号】財産の取得について

○委員長 次に、議案第 23 号を議題とする。

○教育総務課長（細川智弘）

（「議案書」67 ページを朗読、68 ページにより説明）

土地の所在は、矢板市木幡字天神脇 1649 番。2 番の取得面積 6,505 m²。取得価格 3,382 万 6,000 円である。用途については旧矢板市川崎小学校校庭用地である。相手方は記載のとおりである。

土地の明細は次のページに記載している。この土地は川崎小学校の校庭用地として、この取得の相手方と賃貸契約をしていた。その契約が令和 5 年 3 月末日をもって、期間が満了となっている。市として、旧川崎小学校の校庭及び校舎は公的な活用を考えており、この土地を購入することとした。この土地の場所は川崎小学校校庭の東側の約半分になる。

○委員長 これより議案第 23 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○高瀬委員 公的な活用を考えているということだったが、具体的に決まっているこ

とはあるのか。

○教育総務課長 まず、取得をしてから庁内で活用の検討委員会とかを設置していこうと考えている。

○高瀬委員 統廃合になった学校については地域の方の御意見を重視するという姿勢が今まであったかと思うが、今回も同じと考えてよいか。

○教育総務課長 まず、この校舎と校庭については昨年の 10 月か 11 月かちょっと忘れたが、地元の区長には地元で活用する希望があるかないかを一度調査をしている。しかし、希望を出す区長はいなかったが、公共的な活用ということで考えるということであるので、今後、案が整ったら、まず区長にお話をして説明する場を作りたいと思っている。

○高瀬委員 具体的な案があった場合に、それに対する賛同もしくは反対意見等もあるので、ぜひ地元の方の意見を尊重していただきたいということを要望しておく。

○佐貫委員 たしか、行政の土地取得って目的が決まっていないと取得できないのではないかというところを確認させてください。

○教育総務課長 行政の財産の取得、佐貫委員のおっしゃるとおりというものもある。

ただ、この活用を考えるときに、これを取得しなかったら校庭の東側半分を除いての公的活用検討していくのかというようなところが非常にネックになってしまう。

やはり校庭を全面取得した上での公的活用検討というふうに持っていかないと苦しいだろうというふうな話が出たため、このようなことで取得のお願いをしている。

○佐貫委員 だったら決まってから買ってもいいのではと思うが。多分おっしゃりにくいのだろうが、まだ言えないけれども、素案があるからこのタイミングで買うというふうに捉えられてしまうのではないか。

ちなみに僕はそう捉えてしまった。その質問に戻るが、だったら決まってから買

うというのが常道なのではと思うが、そこは行政手続法上、何の問題もないっていう認識でよいのか。

○教育総務課長 行政手続法上、問題はない。

○佐貫委員 決まってから買うという段取りにしたらどうかということについては。

○教育総務課長 まず、この土地は3月末日をもって、契約が切れているということで、個人の土地である。心配するところは、この方が市の手続きが遅くてほかの民間に貸すとか売ってしまうとか。分からないが、それはできるような状態に今なっているところを心配している。

それと、私の個人的な考えだが、公的な活用の決定が遅れ、この方にもしものときがあつての相続のほうでもめてたら、ますます取得が難しくなるっていうのも心配している。

○佐貫委員 多分難しい部分があるのだろうなとは聞いていて思うが、先ほど課長は公的公的とおっしゃっているので、多分何か素案が既にあるのかなあという訝しさがさらに増してるが。

では、ほかの例えば西小とかみたいに、賃貸で、民間で御活用いただくという考えではなくて、公的な何かとして使うための取得っていう認識でよろしいか。

○教育総務課長 公的な活用ということでの取得で考えている。

○佐貫委員 余計分からなくなってきたが、だったら、そもそも決まってないですかという話と、これから考えるのであれば、民間の活用も含めて考えるべきなのではと思うが、そこはいかがか。

○教育総務課長 今の状態での貸出しとなると校庭の半分、西側は市の土地なので、可能だが、東側は地権者の方なので貸出しというのは難しくなると思うが、そもそも、今考えてるのは、民間への貸出しというのは想定しない取得ということで考え

ている。

○佐貫委員 公的な活用という冒頭のお話からずっとそれでおされているので、購入した後、民間の転貸というのは考えてないから公的とおっしゃっているのだと思う。戻るが、何も考えてないのであれば、民間への転貸も、そういう企画として考えるべきなのではないですかという質問をしている。

○教育総務課長 まず、川崎小学校の立地条件も非常に中心市街地から比較的近いというような位置的な条件もあり、やはり、民間の貸出しというよりも、必ず行政財産での取得をして活用する方針ということで、取得ということに至ったわけである。

○佐貫委員 今後これ以上話しても言いにくいのだろうなと思うが、その活用方法については、いつぐらいを目途に決める予定か。

○教育総務課長 取得したら、検討委員会を立ち上げる。当然、取得したら早く決めるというのが当然の話だと思うので、これは進めていきたいと思っている。

今のところいつまでというのは申し上げられない。

○副委員長 今までの動きを見ると公共施設については、プロポーザルということで、民間も含めて広くほとんどの学校でやっていたので、特異なケースだと思う。最初から公共施設でやるというのは本当に特異なケースだと思うので、それを明らかにせずに土地だけ先に買いたいというのは常識的には考えられないと思う。

やはり明確化してもらわないと、予算としては認められないと。

逆に言うと、一時的に借用していたのですから、借用継続をやることも方法としてはあると思う。

用途がはっきりしてるのだったらちゃんと公表して、そして土地を買わせてくれと。そうしないと、議会としてはなかなか受けて言いにくいという状況になってると思う。

○教育総務課長 今までの交渉事をあまり言うのも相手方に申し訳ないが、「契約が切れたときどうしますか。」と昨年度からお話をしてきた。「原状回復というのが返すときの条件ですよね。」というふうな話もあり、そのときに、弁護士にも相談したところ、土地を返す際は原状回復が原則ということだった。それで原状回復は何するのかというと、前は田んぼだったので、田んぼに戻したときに、業者に幾らかかるのかというふうな見積もりを取ったところ、7,000 万円にもなったというような経緯もある。

○副委員長 やっと少しずつと解けたと思うが、要するに原状回復が原則というのは当たり前なので、7,000 万円田んぼに戻すのにかかる。従ってそれであれば、3,300 万円で買えるのは、そちらが安いから買うというふうに明確に言ったほうがいいのではないかと。我々責任ある立場から言いますと、そうしないと納得できない。

○委員長 暫時休憩いたします。 (11:57)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (13:11)

発言はございますか。

○教育総務課長 もう一度説明させていただく。議案第 23 号の財産取得について、川崎小学校の閉校後の活用及び取得に至るまでの経過について、お答えさせていただく。

土地の取得については、地権者との賃貸借契約期限が、3月31日で切れている。返還するためには復田が条件であり、その費用は7,000万円要するとのことであった。

本市としては、西小などほかの閉校施設同様、今後の施設の一体利用を考え取得することとした。

さらに、閉校後の活用につきましては地元の区長に、地元活用について打診した

が、活用の意思はなかった。

今後はまず公的な利用を含め、有効活用を考えていきたい。

○委員長 暫時休憩する。 (13:13)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:13)

提案者の説明を求める。

○教育総務課長 有効活用の点について、追加説明をさせていただく。

学校を含め市内の教育施設は、みんな老朽化が進んでいる。ついでには教育施設の集約施設としての候補地として、旧川崎小学校の用地を取得したいと考えている。

○委員長 質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第23号は原案のとおり可決された。

【議案第24号】工事請負契約の締結について

○委員長 次に、議案第24号を議題とする。

○商工観光課長

(「議案書」69ページにより詳細を説明)

○委員長 これより議案第24号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 こちらの入札の会社数と、入札率はどれぐらいだったのか。

○商工観光課長 まず入札の参加資格については、J V方式で2社または3社という条件があったが、全て2社ずつで、三つの共同体が参加されたということになる。記載のところが契約になったところである。

落札率については、93.4%であった。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第24号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第24号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。(14:20)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長